別表第二 燃料の基準(第二十二条関係)

		燃料の基準(燃料中におけるいおう			含有率(単位	重量比パーセント))		
-	工場及び	設置区分A			設置区分B			
1	指定作業							
į	場の設置							
]	区分							
);	燃料使用	三百リッ	五百リッ	二千リッ	三百リッ	五百リッ	二千リッ	
1	量による	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	
#	規模	五百リッ	二千リッ		五百リッ	二千リッ		
地域の	\	トル未満	トル未満		トル未満	トル未満		
区分								
一 千代田区及び中		○・五以下	〇・三以下	〇・二以下	〇・二以下	〇・一以下	〇・一以下	
央区の区域								
二 港区、新宿区、文		〇・七以下	○・四以下	〇・三以下	〇・五以下	〇・二以下	〇・二以下	
京区、渋谷区及び								
豊島区の区域								
三 台東区、墨田区及		〇・七以下	○・五以下	〇・四以下	〇・五以下	〇・四以下	〇・三以下	
び江東区の区域								
四 品川区及び大田		〇・七以下	○・六以下	〇・五以下	〇・五以下	○・四以下	〇・三以下	
区の区域								
五 目黒区、世田谷		〇・七以下	〇・七以下	〇・六以下	〇・五以下	○・五以下	〇・四以下	
区、中野区、杉並								
区及び練馬区の区								
域								
六 板橋区、北区、荒		〇・七以下	○・五以下	〇・四以下	〇・五以下	〇・四以下	〇・三以下	
川区及び足立区の								
区域								
七 ◆飾区	区及び江戸	〇・七以下	○・六以下	○・五以下	○・五以下	○・五以下	○・四以下	
川区の区域								
八 武蔵野市、三鷹		〇・八以下	〇・七以下	〇・六以下	〇・五以下	○・五以下	〇・四以下	
市、調布市、狛江								
市及び西東京市								
(西東京市が設置								
された目の前日に								
おいて保谷市であ								
った区域	に限る。)							
の区域	の区域							
九 その他の市町村		一・○以下	一•○以下	〇・八以下	〇・八以下	〇・八以下	○・五以下	

の区域

備考

- 一 設置区分Aとは、昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場及び指定作業場をいう。
- 二 設置区分Bとは、次に掲げる工場及び指定作業場をいう。
 - (一) 昭和五十一年八月一日以後に設置された工場及び同日前に既に設置され、又は 着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設 に係る変更の認可を受けたもの
 - (二) 昭和五十一年八月一日以後に設置された指定作業場及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたもの
- 三 昭和五十一年八月一日前に既に設置され、又は着工されている工場で同日以後に条例第八十二条第一項の規定によるばい煙施設に係る変更の認可を受けたもの及び同日前に既に設置され、又は着工されている指定作業場で同日以後に条例第九十条の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたもののうち、当該変更が工場及び指定作業場におけるばい煙施設の一部に係るものであるときは、当該変更に係るばい煙施設以外のばい煙施設で使用される燃料については、設置区分Aに係る基準を適用する。
- 四 排煙脱硫装置が設置されているばい煙施設を有する工場及び指定作業場に対する 燃料の基準の適用については、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。